

十返舎一九の書簡

中山尚夫

はじめに

十返舎一九の書簡を次に紹介し、簡単な解説を加える。

本書簡は、静岡県三島市東六一一七在住の関守敏氏の所蔵になる。関氏には本書簡を掲載することとそれに私の簡単な解説を加えることについては御許可を得ている。本書簡が今後の一九研究の一助になることが同氏の願いであることを付け加えたいと思う。

一九の自筆であることは書体からも確實である。まず、全文を記す。

一

さて、本書簡の全貌は別に掲げた複写の通りである。紙高は一六・三×六七・五糎。墨付きは「尚々書き」（追伸）を入

御状下被拜見仕候、被成

御揃弥御清栄可被成

御座奉珍重候、当方

無異御休意可被下候、

今般母出府御地之

御様子も承知いたし安心

仕候、此節三四日已前方

音羽之方江久蔵様

御同道御越二而御逗留二

御座候、御帰次第御便之

様子御咄可申上候、一昨日

久次様方も御状参り申候、

差急キ認候故何事も

重便可申上候、只今取込

早々御返報如此御座候、

恐惶謹言

十月四日

重田儀十郎様

同 幸平様

人々御中

皆々御別条無之候、

すまかよ之分宜奉頼候、

飛脚もたせ置候間

御返事早々申上候程

重便万々可申上候、以上

である（本書簡の活字化に際しては、本学史学科の先生のご助力を得た。深謝申し上げます）。

本書簡の価値は、これまでに私が確認した一九の手紙はすべてが彼の作品成立やその過程における内容だったのに対し、本書簡は一九の私的内容に関するものであることによる。つまり本書簡は一九の実家である重田家また一九自身の作品以外への思いが書かれたものではないかと思うのである。まず、宛先が重田儀十郎・同（重田）幸平とある点に注目したい。

重田儀十郎は重田七郎貞一（十返舎一九）の実弟で、次男とされている人物で、一九兄弟の父重田與八郎鞭助が重田家八代を名乗り、その長男の貞一（一九）が戯作者になったために次男の儀十郎が九代を継いだ。儀十郎は重田家のために力を尽くしたが、子がなかったために便宜的に一九の倅定吉に十代を継がせた（なお、棚橋正博氏はその著『笑いの戯作者十返舎一九』の中で「父一九に代わって十代目重田家の当主となる。が、十二代理兵衛とは従兄弟に当り（義十郎を挟んで理兵衛は義十郎と「叔父―甥」の間柄、定吉は「伯父―甥」の間柄にある）、また、この定吉と十一代幸右衛門とは年齢的に父子関係ではなかったろう。従って、この定吉の直系の子孫は

重田家を継がず、子が無かったか。蓋し、形式的に父一九に代わり一時的に十代目を継いだだけで、長寿であったと考えられる義十郎に実質的に委ねて家督を譲り受けることをしなかつたと推定する。」としており、現時点においてこのお考えを支持する。（儀十郎は義十郎とも表記する）。こうして儀十郎は重田家のために長年にわたり尽力をしたことが推察される。今一人の幸平は重田家十一代当主である重田幸右衛門（戒名、祖春良道居士、天保十二年三月十日没）ではなかるうか。棚橋氏は前書中において「この十一代目幸右衛門については林美一氏が紹介した資料（十六代重田春男氏から提示された系譜）に「十一代」とあるのを頼りにする以外ない。順番が十二代の先であるから、十二代理兵衛の兄とひとまず考えておくのが最も妥当なところであろう。相当するような妻の存在も見当たらず、比較的若く、独身のうちに没したもののか、未勘。ところで、中川芳雄氏「十返舎一九伝」（『静岡市史』所収。詳細は前述）によると、「顕光院過去帳には本七は重田幸兵五とある由、本七は本町七丁目の略、あるいは『過去簿』は写し違いで、重田幸兵衛が正しいか。」と言われ、これを信

じるならば「幸平」は「幸兵衛」あるいは「幸兵エ」と書写された人物すなわち十一代当主幸右衛門と解するのが適当と考える。宛名が連名になっていることについては、幸右衛門が若かったことも原因しているように、差出人一九の実の兄弟であり手紙文中の母親が儀十郎の実母（一九にとっては養母か）であったことが原因にあつたのではないかと考える。宛先は書簡の内容と密接なつながりがあるので宛先人と内容とのつながりをよく考慮すべきと考える。

三

さて、その本書簡の内容である。はじめの四行は挨拶文である。すなわち相手（ここでは重田家）全員の精鋭ぶりを祝し、自分は相変わらずであるから、安心するようにと述べる。次の「今般」からは本書簡の主話題となる。母親（一九の養母）へ。儀十郎にとつては実母）が府中（静岡）へ行った（当時の女性が外出するのは極めて珍しい事であつたと思われる。只、母親が何故府中へ行ったかは不明。現静岡市は当時「府中」と言い、近隣に居住の人が府中へ出ることを「出府」

と言つた）こと。そう考えるとこの書簡当時重田家は府中には居住していないことになる。「御地」「御」という敬称が付してある点から、静岡が適当か）の様子が分かり安心したこと。「音羽」とあるのは、現静岡市の音羽町のことと推定する。母親と同道した「久蔵」様は重田家に仕えた下男かも知れない（「久」字がつく人名は下男が多いところからの連想）。とすれば、重田家はかなりの規模の大きな家であつたのではないか。だからこの家の当主はそれなりの権限を持っていたものと推察する。「音羽」で逗留したので、旅の様子は母親が帰り次第手紙で知らせるだろうからその時には別便で詳しくお話し申し上げる。一昨日、久次（これも下男であつたか）様からも便りがあつた。とりあえずの手紙であるので、すべてはまたの便で申し上げます。今は取り込み中なのでとりあえず以上のようにご返事申します（つまり本書簡は返信であると思われる）。という内容である。追伸として、母様・久蔵様を初め重田家の人々に異常がなくて喜ばしい事。「すまかよ分」（すま・かよは一九の実子か。中川芳雄氏の「十返舎一九伝」によると、一九の子の可能性がある女性が2名いる。ひ

とりは元治元年八月四日没の「心覚院妙智日寿信女」、次は嘉永元年十一月十二日没の「真浄院妙悟日光信女」である。此の二名は重田家に置いたままであったか。名前は共に女性名である。(私はこの二人は一九の子か妹と直感的に思った。こういう論文に直感是不都合と考えるが、それは事実である。)[分]は「すまとかよ」の養育のための費用か。「飛脚もたせ置」とは、飛脚にお金を持たせた、ということ(『広辞苑』五版によれば「飛脚」欄に「信書・金銀・貨物などの送達を業としたもの」とある。「すまかよ之分」は、「すま」と「かよ」の養育の費用ととり、一九の重田家へ預けてある実子の養育費と解するが、いかがであろうか)。彼女たちをよろしく頼みます。このようなご返事をとりあえず申しますが、再びの便りに詳しく書くつもりです。というものである。以上、追伸を含めた本書簡は一九の私的生活を述べたものとして興味深い。

四

なお、一九の伝記研究には中川芳雄氏の「十返舎一九伝」

(資料の検証)、『静岡市史・近世篇』所収、昭和五四年四月刊)と林美一氏のご研究(『浮世絵師 十返舎一九』(江戸春秋)所収)、棚橋正博氏が林氏のご研究に依拠された『笑いの戯作者十返舎一九』がある。

しかし、今となっては仕方がないこととはいえ、どれも後に編纂された重田家過去簿・顕光院過去帳・東陽院過去帳によるもので、それぞれの信憑性などが問題となり(例えば、一九の父親のみ完全な名になっているのは何故か、という問題等)、どれもが完璧とはいえない。ただ現時点において、本稿では前記のご研究に拠る方法をとる。

一九の母親についての記述は本書簡以外に見たことはないが、本書簡にはその動向までを示した記載がある。また、一九の実家がかなり大規模であったらしいことも記される。

その実家にいる人々が恙ないことも記されている。

重要なことは追伸で一九には二人の女の実子がいて、その女の子たちは重田家におり、一九はその養育費的なものを送っていたことも述べられていることである。一九にとって母親の動向や実子の存在は大事なことなので信頼がおける実

弟と現在の当主である二人に宛てた書簡だと思われる。

このように本書簡は重田家のこと、母親のこと、実子の存在等、人気戯作者十返舎一九の多くの作品に関わることでではなく、人間重田貞一の最近の事情が述べられた書簡であり、一般的に知られている一九の滑稽ぶりを示すのではなく、彼の私生活が伺える書簡である。それだけに本書簡の意義がある。彼の人柄が伺える書簡と言えよう。

この書簡の日付けであるが、書簡には十月四日だけで年はない。後にこの書簡が考察の材料になるとは思わなかった一九にしてみれば当たり前のことであるが、今はその年を推察する。書簡中推察の材料となる記述は「母」「重田儀十郎」「同幸平」である。「母」は「りへ」、「重田儀十郎」は一九の実弟、「同幸平」は重田家十一代当主で、りへは天保五年没、儀十郎は安政四年没、幸平は天保十二年没、肝心の一九は天保二年没である。最も早いのが一九の天保二年であるからそれ以前であることは間違いない。天保に入ると一九の健康状態が芳しくないと考えると、また、文面から考えて（母親のことや実子の養育費のことも書いているので）本書簡は文政年間の

後期と考えるのが妥当であろうと考える。

